

## 大北森林組合に対する県の主な取組状況について

林務部

大北森林組合等補助金不適正受給事案については、平成 26 年に事案を組織的に把握し、徹底した事案の解明及び検証、法的に最大限可能な補助金返還請求、刑事責任の追及、関係した職員の懲戒処分等、関係者に対する損害賠償請求など、厳正な対応を行なってきた。

県民の信頼回復に向け、引き続き厳正に対応するとともに、コンプライアンスの推進に取り組む。

## 1 大北森林組合の事業経営計画等の取組状況

大北森林組合は、補助金不適正受給事案を受け、平成 29 年 1 月に「事業経営計画」及び「補助金等返還計画」を策定し、計画に沿った経営と補助金等の返還に取り組んでいる。

## (1) 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化

- ・元専務理事について、民法に基づく損害賠償請求を行い、全額の支払い義務を認めため和解 → 今後、賠償金の回収
- ・元組合長について、森林組合法に基づく損害賠償を求め、報酬の返還及び不動産提供の回答により和解 → 納付及び登記済
- ・非常勤役員について、報酬の自主返還を求め、一部納付 → 未納付の役員への納付依頼

## (2) 徹底した管理費の削減

- ・非常勤役員報酬の不支給（平成 27 年度～30 年度）
- ・職員賞与の不支給（平成 27 年度～30 年度）
- ・役員の定数を削減（平成 30 年度）  
理事（11 名～17 名→8 名～13 名）、監事（3 名又は 4 名→2 名又は 3 名）

## (3) 増資等による経営基盤の安定

- ・平成 30 年 2 月末までに役員により 100 万円を超える増資を実施
- ・集中改革期間における増資について、平成 30 年 5 月の通常総代会で決定

## (4) 再発防止策の取組

- ・監査を公認会計士の立会い助言のもと実施
- ・理事会における事業の進捗管理を実施
- ・専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検（毎月 1 回）

## (5) 令和元年度決算状況等について

- ・事業経営計画では、事業利益が 1,045 万円の黒字となっていたところ、計画を上回る約 1,600 万円の黒字となった。また、税引前当期純利益でも、計画を上回る約 1,300 万円の黒字となった。
- ・その主たる原因は、大町市の工場用地や河川内の立木伐採等、建設業者からの下請けを積極的に受注したこと等による。
- ・なお、令和 2 年度事業計画は、組合員からのニーズが高い森林整備を拡大し、事業利益で 1,200 万円を超える黒字とされた。

## (6) 補助金等の返還状況

- ・令和元年度まで、計画どおり返還

## 2 大北森林組合に対する県の指導・支援

県は、「事業経営計画」及び「補助金等返還計画」が着実に実行され、組合が地域の森林整備の重要な担い手としての役割を適切に発揮できるよう、県森林組合連合会等と連携し、組合の再生に向けて支援・指導を実施する。

### (1) 指導

#### ア 常例検査の実施

- ・森林組合法に基づく組合の常例検査を、集中改革期間は毎年公認会計士同行のもとで実施

#### イ 進捗管理等による厳正な指導

- ・組合からの定期・随時の報告を受け、事業進捗や経営の状況を把握・分析し、状況に応じた指導
- ・総代会、理事会等へ同席、助言指導  
(理事による経営・事業への直接参画や、職員の業務分担の明確化・新規雇用等、役員・職員両面の体制強化)

### (2) 支援

#### ア 人材等に関する支援

- ・職員の不足を解消するため、人材斡旋など、体制面の強化に向けた支援
- ・平成 31 年 1 月から、本庁の課長級職員を北アルプス地域振興局兼務として指導を行うとともに、令和 2 年 4 月から、北アルプス地域振興局の支援・指導体制を強化
- ・県森連からの職員派遣体制を強化（3 名中 1 名は基本常駐）し、事業実施を支援
- ・森林整備等の制度・技術に関する実践的な人材育成のための「森林整備実務者研修」を開催

#### イ 森林整備に向けた条件整備の支援

- ・整備が必要な森林の選定、森林調査等、森林経営計画の作成を支援

- ・ 地区懇談会等において、森林所有者等への各種制度や林業技術の助言
- ・ 市町村有林の整備方針や計画策定、松くい虫被害対策等の実施に係る市町村との調整、助言・指導
- ・ 平成 31 年 4 月にスタートした、市町村が主体となる新たな森林管理システム・森林環境譲与税の活用に向けた市町村との連携の強化を支援

#### ウ その他

- ・ 広葉樹の活用のため資源調査、市場関係者との現地検討による有利販売等を支援
- ・ 事業全体の計画管理等により効果的・効率的な支援を行うため、定期的（月 1 回）な打合せ会議を開催

### 3 関係者に対する損害賠償請求

「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会」の報告を踏まえ、平成 29 年 9 月 12 日に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め対応している。

#### (1) 大北森林組合

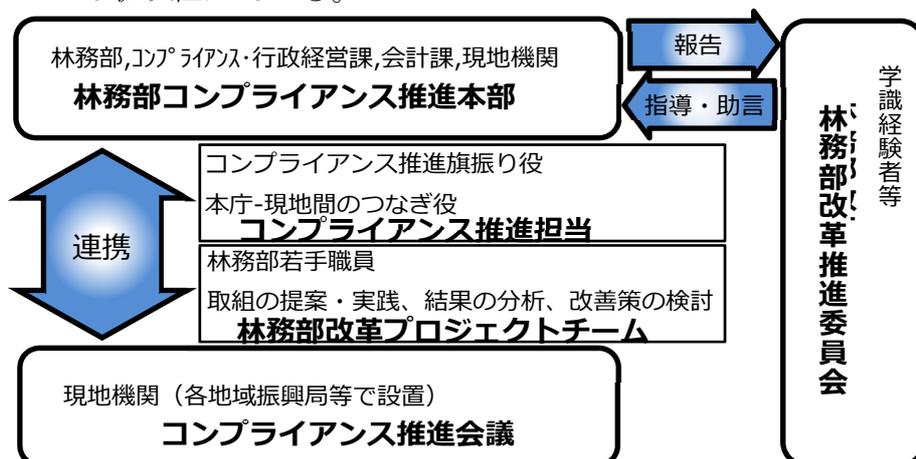
別紙のとおり

#### (2) 元専務

- ・ 平成 29 年 12 月 19 日 県は元専務に対し、損害賠償請求を実施
- ・ 平成 30 年 3 月 2 日及び 7 月 30 日 元専務から支払には応じられない旨の書面回答
- ・ 平成 30 年 9 月議会において、訴えの提起について議決
- ・ 平成 30 年 12 月 26 日 長野地方裁判所に提訴

### 4 林務部における再発防止策等

再発防止策として、部内に設けた「林務部コンプライアンス推進本部」において、「林務部コンプライアンス推進行動計画」を平成 27 年 10 月に策定し、同計画に基づいて、意識改革、風通しのよい組織づくり、しごと改革（しごとの質と生産性の向上）等について取り組んでいる。



## 大北森林組合への損害賠償請求、調停の経過及び減額の考え方

## 1 損害賠償請求及び調停の経緯について

平成 30 年 6 月 11 日	損害賠償請求（平成 30 年 8 月 2 日 督促状を送付）
令和 2 年 1 月 29 日	大北森林組合が長野地方裁判所に民事調停の申立てを行う。
4 月 7 日	調停開始
9 月 24 日	令和 2 年 9 月長野県議会定例会に議案提出
10 月 9 日	令和 2 年 9 月長野県議会定例会にて議案が可決される
10 月 26 日	調停成立

## 2 減額の考え方について

(1) 支払時期：別途協議する。

(2) 請求額：次の考え方により減額する。

補助金支給要件には適合しなかったものの、実際に組合により森林整備が行われた箇所を減額

## ア 施業分

交付申請時には未施工であったが、実際に施業がされた部分にあたる請求額

## イ 一部施業分

施業内容が申請どおりではなかったものの、施業が実施されていると認められる内容について、適正な補助単価により再積算した額

<請求額：67,487>

(単位：千円)

ア 施業 (時期等の誤り) 29,335	イ 一部施業 (適用単価の誤りを含む) 31,681	ウ 加算金 (未施工分に限定) 6,471
----------------------------	----------------------------------	-----------------------------

<調停額：28,335>

ア 施業 29,335	イ 一部施業 (適正単価に置換) 9,817	ウ 加算金 6,471
----------------	------------------------------	----------------

減となる額 39,152

調定額 28,335

「ウ 加算金」については、実際に作業が行われなかったものに限定していることから、減額しない。

(参考)

## 補助金返還請求及び損害賠償請求の状況

事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業（有）を除く、すべての事業者で完了

(単位：千円、千円未満切り捨て)

事業者	不適正受給額 [注1、注2] (①)	請求の状況[注3]			納入済額 [注6] (⑤)	残額 (⑥=④-⑤)
		補助金返還 請求額 [注4] (②)	損害賠償 請求額 [注5] (③)	請求額合計 (④=②+③)		
大北森林組合	1,452,192	915,231	28,335	943,566	17,005	926,561
(うち直接補助分)	1,415,539	879,883	28,335	908,218	11,440	896,778
元専務 (全額直接補助分)	-	-	129,844	129,844	0	129,844
ひふみ林業 (有)	65,732	15,052	17,091	32,143	431	31,712
(うち直接補助分)	65,700	15,021	17,091	32,112	400	31,712
県職員 (全額直接補助分)	-	-	4,505	4,505	4,505	0
その他	74,635	34,885	-	34,885	34,885	0
(うち直接補助分)	68,619	30,751	-	30,751	30,751	0
合計	1,592,559	965,168	179,775	1,144,943	56,826	1,088,117
(うち直接補助分)	1,549,858	925,655	179,775	1,105,430	47,096	1,058,334

注1 不適正受給額には県の指導監督費 8,216 千円及び国からの加算金 353,045 千円を含まない。

注2 市町村を通じた間接補助については県まで返還された額とし、最終受領者に計上。金額は県の支出額（国庫補助額及び県費相当額）

注3 請求金額には、相手方に対する加算金、延滞金及び遅延損害金を含まない。

注4 補助金返還請求は不適正受給額のうち、時効等により請求できないものを除き実施

注5 損害賠償請求は、「国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求ができない国庫補助金相当額」及び「国からの加算金相当額」のうち、請求可能なものを実施。なお、大北森林組合については調停後の金額。

注6 納入済額は、令和2年4月10日現在

※ 千円未満の値の端数処理により、各事業者欄に記載してある額と合計額が一致しない場合がある。